

城山山城出土木簡管見

渡辺 晃 宏

1. はしがき
2. 城山山城出土木簡の特徴
3. 城山山城出土木簡の釈読
4. 出土文字資料としての木簡の釈読—あとがきにかえて—

要 旨 日本における木簡使用の直接の源流が朝鮮半島における木簡使用であることは、いまや日本の木簡研究者の共通認識といってよい。奈良文化財研究所と大韓民国国立文化財研究所との共同研究の素材の一つとして木簡を提案した日本側の思いはこの点にある。しかし、文字資料としての木簡の交流だけでは、発掘調査機関どうしの交流として、あまり意味のあるものになるとは思えない。そこで、私たちが考えたのは、木簡を実際に発掘し、整理・調査し、保存・公開までを実施している調査機関どうしとして、そのノウハウを交流し、研究基盤を共有できないかということだった。

遺物・遺跡そのものを対象とした発掘調査機関ならではの研究交流を軌道に乗せるには、なお越えねばならないハードルは残っているが、今回、大韓民国国立文化財研究所当局の格別のご配慮をたまわり、城山山城出土木簡の一部について、奈良文化財研究所において日常使用している機材を持ち込んで撮影させていただくことができた。その成果による赤外線画像によって気の付いたことがら記すことにより、今後の木簡に関する日韓共同研究の礎とすることができればと考え、釈読の検討結果を提示させていただいたのが本稿の主旨である。

出土文字資料としての木簡の性格から、木簡の釈読は発掘調査機関が責任をもつべきであるというのが私たちの理念である。これまで韓国の木簡の釈読は必ずしも一義的に定まっていなかったが、出土点数が徐々に増えて類例が増加し、『韓国木簡字典』のようなすぐれた字典も刊行されるようになった今、韓国木簡の研究は恐らくそうした百家争鳴の時代から、機関が責任をもって公表する時代への移行期に到達しているのではないかと思う。本稿がそのための一助ともなればと思う。

キーワード 木簡 出土文字資料 城山山城 赤外線写真

1. はしがき

日本における木簡使用の直接の源流が朝鮮半島における木簡使用にあることは、今や事実として共通の認識となっている。韓国における木簡出土点数は現状ではまだ1000点に満たないけれども、今後出土するであろう木簡への期待も含めて、そこには日本の木簡を解く多くの鍵が含まれているといってよい。日本の木簡研究者の多くが韓国の木簡に注目する所以である。奈良文化財研究所と大韓民国国立文化財研究所との共同研究の素材として、木簡を提案した日本側の事情はこの点にあるといってよい。

しかし、時代背景も使用環境も異なる両国の木簡を同じ俎上に載せて議論するのは無理もあるし、双方の木簡を熟覧・調査させていただいたとしても、歴史的背景もまた出土遺跡も充分に理解していない状況では、それこそ私たちが常に戒めているところの、トレジャーハンティング的な検討にしかなり得ない。眞の木簡の研究は望むべくもない。

そこで、私たちが考えたのは、木簡を実際に発掘し、整理・調査し、保存・公開までを実施している調査機関どうしとして、そのノウハウを交流し、研究基盤を共有できないかということだった。単に木簡を資料として活用するだけの研究交流ならば、必ずしも機関どうしの連携を必要とするわけではない。機関どうしの連携がなければできないことをめざしたい、というのが私たちの意図であった。幸いにも韓国側の木簡研究に関する代表であられた金聖範国立羅州文化財研究所長（後、国立中原文化財研究所長。いずれも当時のご賛同も得られ、今回の共同研究が進められることになった。

もちろんそのためには、お互いが扱っている資料そのものを充分熟知する必要がある。木簡そのものだけでなく、それが出土した遺跡、あるいはその歴史的背景を示す社会を含めて広く研究対象としてきたのはこうした理由がある。研究の当初の段階で、国立伽耶文化財研究所の朴鍾益学芸研究室長に発掘調査中の城山山城をご案内いただき、木簡が出土する敷葉・敷粗染の様子を見学させていただいたのはその点たいへん有益であった。また、金聖範氏が常に強調されたことであるが、木簡だけでなく、豊富に遺存する石碑などの一次資料の文字もあわせて研究対象とする姿勢には、多くのことを学ばせていただいた。

この間、韓国における木簡研究の最大の研究成果は、『韓国 木簡字典』¹の刊行であろう。木簡の文字ごとの画像を集成した字典部分に加え、各木簡の全体画像と釈文（法量データを含む）も掲載し、これ1冊あれば現時点の韓国木簡の全貌を概観できるたいへん便利な書物である。ことに難解字や記号についても煩を厭わず掲載しているのは優れた見識であろう。私どもがこれに先だって刊行した『日本古代木簡字典』²と併せて利用すれば、7・8世紀の東アジア木簡の文字に関する知見は一層深まると思われる。

さて、こうした遺物・遺跡そのものを対象としたダイナミックな研究交流を軌道に乗せ

るには、なお越えねばならないハードルは残っているが、今回、国立文化財研究所当局と、国立伽耶文化財研究所の李柱憲所長（当時）の格別のご配慮をたまわり、城山山城出土木簡の一部について、奈良文化財研究所において日常使用している機材を持ち込んで撮影させていただくことができた。木簡そのものの研究交流はなお前途遼遠なものがあるけれども、今回撮影させていただいた写真によって気の付いたことがらを記すことにより、今後の日韓共同研究の礎とすることができると想え、格別のご配慮への感謝の意味も込めて、この小文を草することにした。

2. 城山山城出土木簡の特徴

城山山城出土の木簡は、現在知られている韓国の木簡の約半数を占める一大資料群である。新羅の領域に所在する山城のうち、谷筋にあたる城門部分の城壁を築く際の基礎工事に伴う、いわゆる敷粗朶の中に含まれていた遺物である。6世紀に遡るといわれ、明らかに日本の木簡よりは古く、稗などの穀物の荷札を中心とする内容であることが知られている。

当初これらが注目を集めたのは、日本の木簡のルーツかも知れないという点は勿論ながら、一端のみに切り込みのある荷札の場合、その多くが下端に切り込みをもつという日本ではあまり類例の多くない形態をとること、そして木の枝をそのまま利用したような特異な材を用いていること、以上2点によるところが大きい。

前者については、こうした下端にのみ切り込みをもつ形状の荷札が、日本でも古い時代に多くみられるという誤った認識によって、城山山城の木簡に日本木簡のルーツをみる根拠の一つとされたこともあった。しかし、そうした形状の木簡は全体数は多くないものの、8世紀にも比較的普遍的にみられることが明らかになり、日本の木簡と結びつけて議論することはできないことが判明し、枝を利用した木簡の存在とともに、城山山城の木簡を特徴付ける要素であることが明確になる。

こうした城山山城の木簡の特徴を生む要因としては、枝を利用する木簡の作成については、韓国の植生に起因する面が大きいことが容易に予測される。一方、下端にのみ切り込みをもつ形状については、切り込み部分に文字が及ぶ事例がほとんどみられないことから、既に多くの方の認識となっていると思うが、文字記載の時点と方法に理由を求めるのではないかと考えられる。日本古代の荷札の場合、文字は切り込み位置にも記されており、荷物に装着された時点では記載の一部が紐に隠れて見えなくなるのは歴然である。このことは墨書が荷物に括り付けられる前に記されていたことを示す。もちろん、城山山城の荷札の場合に文字が切り込み部分にない理由を、文字が紐で隠れないようにしたことに求めるのも可能だが、荷札を荷物に装着したあとで文字を記したと考えれば、これは当然のことである。そして装着後に荷札を手にとって墨書することを考えるならば、文字を書き始め

る上端部を手にとって持ち上げ、自在に高さを変えられる遊びのあるのが便利なのはいうまでもないだろう。逆に上端を括り付けてしまったのでは必然的に下端を下げるしかなく、書きにくいのは明瞭であろう。下端にのみ切り込みのある荷札の卓越については、このような木簡の使い方まで視野に入れるとことによって解決が付くとみられる。

3. 城山山城出土木簡の釈読

さて、今回の撮影によって、より鮮明な赤外線画像による文字の観察が可能になった。その結果、釈読について若干の進展を図れる部分があるとみられるので、煩雑だが、気の付いた箇所について、順次記していくこととする。関係する木簡の写真は本書末尾に一括して図版を掲げる。写真撮影は、2014年6月24・25日の両日、国立伽耶文化財研究所において同研究所の李柱憲所長、崔仁華学芸研究室長、鄭仁邵学芸研究士、閔庚仙学芸研究士、文化財庁の権宅章氏、国立中原文化財研究所の文玉賢研究員のみなさまとともにおこなったものである。日本側からは渡辺晃宏・山本祥隆・諫早直人が参加し、撮影は栗山雅夫が担当した。

なお、城山山城出土木簡について、調査主体である国立伽耶文化財研究所が機関として公表している最新の釈読成果は、前掲の『韓国 木簡字典』所収のものであり、これを前提として記述を進めることとする。但し、釈読については当初より各研究者の釈読案を並記して報告してきた経緯があり³、その後の研究成果は早稲田大学朝鮮文化研究所・大韓民国国立伽耶文化財研究所編『日韓共同研究資料集 咸安城山山城木簡』⁴に集約されている。また、さらにこれに続く早稲田大学朝鮮文化研究所と国立歴史民俗博物館による共同調査を踏まえた釈文としては、橋本繁氏の「咸安・城山山城木簡釈文」⁵がある（以下、「橋本繁氏釈文」と称する）ので、適宜参照されたい。

(1) 31号木簡裏面 毛羅次戸智碑石

4 文字め（[城]31-2-1-4。『韓国 木簡字典』において付された文字ごとの番号。以下同様。但し、城山山城出土木簡については、[城]は省略）の「戸」は、僅かだが1画めの起筆部分に縦画があり、最終画の始まりの位置も横画の中央にある。最終画は最終的には左に払って抜いており、「戸」の雰囲気もあるが、字形全体としてみると、日本の木簡に多くの類例がある「部」の旁を簡略にした字形に近い。日本の木簡の場合、この1画めの起筆部分の引っかかりがあれば、「部」の省画とみて「部」で起こし、なければ字形に応じて「部」の異体字「ア」ないし「マ」とするのが一般的である（7世紀段階では前者が一般的な字形だが、8世紀には次第に後者が一般的となり、時代による字形の変化がある）。『韓国 木簡字典』掲載の「戸」の類例にも、この字形はみられない。但し、「部」にも明確にこの字形といえるものはない。

一方、「橋本繁氏釈文」は「戸」のままであるが、橋本繁氏の「城山山城木簡と六世紀新羅の地方支配」所収の表3「城山山城木簡分類表」⁶では、「戸」としており、「部」の異体字とみている可能性がある。

なお、「稗石」について、「橋本繁氏釈文」は他の事例も含めて基本的に「稗一石」と釈読している。城山山城出土木簡には「稗一石」「稗一」、それに「稗石」と読める事例が混在していることから、「稗石」が「稗一石」の意であることは確実であろう。しかし、「一石」の意味であることと、これが一文字で「一石」と読み得るかどうかとは全く別個の問題である。字形からいっても「石」で全く不自然ではなく、むしろ「一」を省略していると考えるのが自然と思う。『韓國 木簡字典』も基本的にこの立場で釈読しており、本稿もこれに従うこととする。

※31号木簡裏面釈讀案 毛羅次部智稗石

(2) 33号木簡 仇利伐〈彫谷村／仇礼支負〉()と／は割書とその改行を示す)

4文字め（村名の1文字め。33-1-1-4）は「彫」と読まれているが、偏はむしろもっと簡略で、「月」と読むべきであろう。文字としては178号木簡の表面5文字め（178-1-1-5）と酷似する（現在の読みは「服」。「橋本繁氏釈文」や李京燮氏『新羅木簡の世界』⁷は「肪」とする）が、旁の字形がやや異なる。すなわち、178号木簡の5文字めは「久」、33号木簡の4文字めは「公」に近い。月+久、月+公、いずれも適當な文字はみあたらなければ、類似の字形としては月+広（=肱）があり、あるいは「育」の部品を上下ではなく、左右に並べた可能性が想定できるかも知れない。さらに類例を検討していく必要があるが、33号木簡の「彫」、178号木簡の「服」に疑問がある点は確認しておきたい。この点に関連して、方国花氏のご教示によると、「舟」も「月」の字形になる場合があるという。そうであるならば、旁を「公」と読み得る可能性があるわけだから、「船」の可能性も生まれることになる。

なお、5文字め（村名の2文字め。33-1-1-5）は、「ハ」「・」「口」を縦に重ねる字形で書かれており、これは「谷」の異体字とみて全く問題がない（後述）。

以上、本木簡の釈讀については、なお疑惑が残るため、釈讀案としての提示はおこなわず、今後の検討を俟つこととしたい。

(3) 35号木簡 内恩知奴人居助支負

2文字め（35-1-1-2）は「恩」と読まれているが、字形は「里」+「一」である。日本の木簡でこの字形の文字は頻出し、「里」か「黒」かで判断に悩むことが多い。ことに人名ではいずれもあり得るため、決め手に欠くこともしばしばである。しかし、「心」を「一」のような字形で書くことはないから、この文字を「恩」と読む必然性は見出せない。そうすると、「里」か「黒」かということになるが、ここでは「里」よりも一画多いことを重視

して「黒」の可能性を考えておくが、このような「里」が全くないわけではなく、「橋本繁氏釈文」もこの字を「里」と釈読している。

次に「知」と読まれている3文字め（35-1-1-3）について、確かに筆画は「知」で矛盾はないけれども、偏の「矢」の部分をこのような字形で書く例を知らない。韓國の木簡の類例を求めるとき、同じ城山山城の72号木簡の3文字め（72-1-1-3）が辛うじてこれに近い。しかし、72号木簡の場合は、偏を「矢」とみるのには特に支障を感じないが、35号木簡では字画が散在しており、「矢」とみるにはかなり困難が伴うと思う。一方旁は、35号木簡と72号木簡とで酷似しているが、1画めを縦に引かない点で「口」としてはかなり特異な字形であり、字形はむしろ「々」に近い。類似の字形の蒐集に努める必要があるだろう。

35号木簡を解読するうえで注目されるのは37号木簡である。37号木簡は「内只次奴須礼支負」と釈読されている。35号木簡の「内恩知」と37号木簡の「内只次」が対応する関係にあることは明らかで、字形も類似しているといえないことはない。「恩知」「只次」については、なお検討の余地があるように思う。

※35号木簡釈読案 内黒知奴人居助支負

（4）43号木簡 陽村文戸只

1・2文字め（43-1-1-1・2）は「陽村」という村名と解されているが、1文字目の右下に、左上から右下に向けて斜めに引かれた墨痕が確認できる。類例を城山山城出土木簡の中になると、102号木簡「陽々村文戸只稗」があり、ここでは「陽々村」と釈読されている。43号木簡には「稗」の文字は残らないが、ほぼ同文とみてよい。従って、43号木簡の「陽」の右下の墨痕も疊符（踊り字）「々」とみてよく、釈文は「陽々村」と改めるべきであろう。

※43号木簡釈読案 陽々村文戸只

（5）45号木簡 夷建阿那休智稗

2文字め（45-1-1-2）の「建」は、ちょうど折れ目の部分に重なる位置にあり判読が難しいが、旁は「ふでつくり」（聿）で間違いないものの、下部に残画はないから、「しんにょう」（辶）の文字ではない。偏はさらに判読が困難であるが、「さんずい」（シ）とみるのが最も無難とみられる。従って、「建」ではなく、「津」と釈読するのがよいと思われる。すなわち、30号木簡「夷津支阿那……」や101号木簡「夷津本波……」にみられる「夷津」と同じ地名と判断するのが最も穩当であろう。特に101号木簡は、筆跡も類似しているのが注目される。なお、2文字めは「橋本繁氏釈文」も既に「津」としている。

※45号木簡釈読案 夷津阿那休智稗

（6）48号木簡 道鉄十之

4文字め（48-1-1-4）の「之」は、字形だけからみると、確かに「之」と読んで差し支えない字形ともいえる。「十」に続き文末に来る可能性のある記載としては単位が考えられ

るが、「之」を単位と解することが難しく、「十之」では意味がとれない。字形から考えるとすれば、「之」のほかに、「六」とみるのも不可能ではない。そうであれば、「十六」として数字となり、単位が省かれていると解することができる。また、「六」とするなら、2画めの横画の末尾から「八」の左払いを続け、かつそのまま右払いに続ける特異な筆遣いということになるが、類例がないわけではない。必ずしも字形のみに捉われず、内容から解釈を試みることが必要な場合もある。なお、4文字めは「橋本繁氏釈文」も既に「六」としている。

※48号木簡釈読案 道鉄十六

(7) 51号木簡 仇伐阿那舌只稗石

5文字め（51-1-1-5）は「舌」と釈讀しているが、「口」とみている下半部分は、3画めの縦画をすぐ右に折り、カギ型の筆画を続けて撥ねており、「口」とは異なる筆の運びである。1画めが右から入っているのを除くと、字形は明らかに「汚」の旁部分と一致する。

この字形の類例を城山山城出土木簡に求めるなら、85号木簡「于利沙」の1文字め（85-1-1-1）を挙げることができる。これは「于」と釈讀しており、これに倣うならば51号木簡の5文字めも「于」とすべきであろう。

※51号木簡釈読案 仇伐阿那于只稗石

(8) 57号木簡表面 石密日智私

1文字めの「石」とされている文字のうち「口」に当たる部分の1画めは、縦画だけでなく右に折れる鍵形の画を構成している。つまり「口」ではなく、この文字の字形は全体として「厄」とみなければならない。

なお、城山山城出土木簡には「石」の事例が多数あるが、「口」をしっかり書かない事例も多い。「口」の1画めを省画して、左払いから直接ひらがなの「つ」の字形に続ける場合も多く（148-1-1-8、149-1-1-11、167-1-1-7、168-1-1-8、173-1-1-4）、しかも最後の横画を文字全体の下端ではなく、やや上に書く場合もみられ、その場合全体として「百」と見紛うような字形になってしまっているものさえみられる（185号木簡など）。「稗」に続くので「稗石」と読めるけれども、そうでなければ「石」であることが見抜けない字形といつてもよいであろう。

続く2文字め（57-1-1-2）の「密」は、下部が「虫」であるから「密」ではなく「蜜」とすべきである。ちなみに4文字め（57-1-1-4）の「智」も城山山城出土木簡に事例の多い特徴的な字形で書かれている。すなわち、「日」が旁の下に入って「口」に続けて書かれ、あたかも「矢」を偏とするような位置関係・バランスをとっている。

なお、「橋本繁氏釈文」も1・2文字めを「厄蜜」とするが、3文字めは□〔日カ〕として断定していない。

※57号木簡表面 厄蜜日智私

(9) 59号木簡表面 大(部)(是)家書夫鄒只、同裏面 出稗石

2文字め (59-1-1-2) の「(部)」は日本の表記でいうと、「□〔部カ〕」に相当する取り扱いとみられる。旁は確かに「おおざと」(𠀤)に近いが、返しが1回しかなく、字形は「ふしづくり」(𠀤)である。また、偏は「立」+「口」(「部」の偏)とは異なり、「くさがんむり」に相当する「𠂇」に「艮」を重ねて書く字形である。すなわち、冠が偏の上部に寄っているが、「くさがんむり」に「即」を重ねた文字であることが明らかで、これは「節」と読むべき字形である。城山山城出土木簡にはないものの、月城垓字20号木簡の表面にこの字形の「節」があり、より楷書に近い字形であるが参考になる。日本の木簡にも事例は多い。「橋本繁氏釈文」も「節」とする。

3文字め (59-1-1-3) の「(是)」も断定していない。文字の下半中央部分が失われている可能性もあるが、残画からみると「うかんむり」の文字のように思われる。「是」である可能性を考えたのは、最初の縦画の右側に墨痕を認め、「日」と判読したためとみられるが、筆遣いからみても、最初の縦画は太く短く左に払っており、左端の縦画に接続するのが明瞭である。また、下部の残画も欠損を想定したとしても省画が過ぎているように思われ、「是」として字画を追うのはかなり難しい。対案がないのは心苦しいけれども、「是」の可能性はないともよいだろう。なお、「橋本繁氏釈文」では「屯」とする。

もう一つ注意すべきは、2文字めと3文字めの間、2文字めの最終縦画の左側に、左下から右上に向けて撥ね上げる細い筆画がみされることである。前後の文字とは独立した筆画とみられる。削り残りの可能性も皆無ではないが、荷札という再利用が考えにくい資料としての特性や墨痕の形状からみて、まずは別の可能性が想定できないか考えてみる必要がある。

ここで注目したいのは、この墨痕の形状が転倒符とみて矛盾がないことである。転倒符は「レ」の形状のものが一般的だが、縦画が省かれて左下から右上に向けて撥ね上げるこのような形状になることもある。付加される位置は、文字と文字の中間の左傍または右傍であることが多いが、文字の間に書かれてもおかしくない。3文字めが判読できなかっため検証することができないが、2文字めと3文字めの順序を入れ替えるための記号が付されている可能性を考慮しておくことが必要であろう。

5文字め (59-2-1-1) と裏面1文字めは全く同じ字形の文字で、「書」の草体とみて全く問題のない字形ではあるが、筆画を普通に生かすなら、「出」とも読み取れる。城山山城出土木簡にはここまで簡略化した字形が見出せないことも、草体で読むことに不安が残る。一案として記しておく。なお、このように表面5文字めと裏面1文字めは同じ字形と考えられるが、「橋本繁氏釈文」では表面5文字めを「□〔城カ〕」、裏面1文字めは「□〔出カ〕」

とし、読み分けている。

なお、表面の文字は現在 8 文字分とされているが、末尾の「只」の下に木簡の右辺にかかるように墨点状の筆画が認められる。判読は困難であるが、左側にごく薄い墨痕が認められるようにも思われる。一文字分の存在を想定しておくのが無難であろう。

※59号木簡表面積読案 大節□家□〔出カ〕書夫鄒只□、

同裏面積読案 □〔出カ〕稗石

(10) 63号木簡裏面 居□

1 文字め (63-2-1-1) の「居」としている文字は、「戸」に相当する部分の左払いが直立しており、上端の筆画とともに「こざとへん」(阝) に読み取るべきであろう。「古」に相当する部分の横画が左に伸びすぎているうえに縦画もなく、右辺の欠損状況からみて右側に筆画の欠損を想定すべきであろうから、これらは「可」の一部であろう。「可」の横画が「こざとへん」(阜) の左に突き抜ける字形は、他の城山山城出土木簡にも類例がある (28-1-1-7、123-1-1-6、150-1-1-7など)。したがって、1 文字めは「阿」と釈読するのが穩当であろう。「橋本繁氏釈文」も「阿」としている。

これに続く部分は現在 1 文字とみて「□」としている (写真には番号がないが、63-2-1-2に相当) が、これは 2 文字とみるべきではないか。その上部は判読が難しいが、下部は「のぎへん」(禾) が明瞭に認められ、残画からみると、「利」の可能性が考えられるだろう。

※63号木簡裏面積読案 阿□□〔利カ〕

(11) 65号木簡 居珍(尺)乙亥

3 文字め (65-1-1-3) に「尺」の可能性を考えるのは、左払いの書き出し位置からみて疑問である。上半は縦画が省かれているとみて「口」と読むことができ、むしろ「只」であろう。同様の字形は城山山城102号木簡などにもみえる。なお、「只」の下部の「八」を「人」のように書く事例は城山山城177号木簡などにもある。なお、「橋本繁氏釈文」では、「□□〔尺カ只カ〕」として、「尺」「只」両様の可能性を併記している。

5 文字め (65-1-1-5) の「亥」は、韓国出土木簡には類例のない文字である。「乙亥」ならば干支とみることが可能であるが、「亥」であるならかなり草体に近いことになる。しかし、右側に点を打っていることや、左払いを途中で一度返しているなどの字形の特徴から考えて、むしろ城山山城出土木簡に頻出する「支」と読み取ることが可能だろう。「橋本繁氏釈文」も「支」とする。

※65号木簡釈読案 居珍只乙支

(12) 87号木簡 蔦知支

1文字め(87-1-1-2)の「蔦」をしている文字は、不鮮明ではあるが、「くさがんむり」に「即」、すなわち「節」とみるのが自然であろう。59号木簡2文字めの「くさがんむり」部分が、本来の冠の位置に記されている字形である。なお、「橋本繁氏釈文」は「□〔兮カ〕」とする。

※87号木簡釈読案 節知支

(13) 108号木簡 王私鳥多伊伐支ト体

1文字め(108-1-1-1)は明瞭な縦画が認められない。したがって、「王」とみるよりも「三」と判断するのが無難であろう。なお、「橋本繁氏釈文」は「王」とする。

※108号木簡釈読案 三私鳥多伊伐支ト体

(14) 117号木簡表面 買谷村古先斯跡子

184号木簡表面 買谷村物礼利

60号木簡表面 □□谷支村

116号木簡 仇利伐谷(珍)(次)(負)

これらの木簡で「谷」と読んでいる文字(117-1-1-2, 184-1-1-2, 60-1-1-3, 116-1-1-4)は、いずれも「八」「一」「八」「口」を重ねて書く字形の文字で、これは「答」の異体字である。「谷」であるならば下部の「八」は不要である。「谷」を「八」「一」「八」「口」を重ねる字形で書く事例はない。したがって、字形からは「答」と読み切らざるを得ない。

一方、117号木簡と184号木簡の「買谷村」については、『三国史記』卷第三十五、雜志第四、地理二、朔州奈靈は、「奈靈郡本百濟奈巳郡……領縣二、善谷縣本高句麗買谷縣、景德王改名今未詳……」とあって、「買谷縣」の存在が知られる。城山山城出土木簡には、「谷」を通常の異体字(「八」「一」「口」)で書く事例もある(15-1-1-2:(前)谷村。33-1-1-5:□谷村。208-2-1-3:□□谷村)ので、「谷」の異体字と「答」の異体字の区別はしていたようである。

117号木簡と184号木簡の2例(これらは共通の筆者か)とも「八」「一」「八」「口」を重ねる同じ字形で書いている事実を重視して『三国史記』の誤りの可能性を考慮するか、木簡の筆者の書き癖として理解するか、判断に悩むところであるが、地名としては「谷」の方が自然であるのは確かである。「橋本繁氏釈文」は字形を重視して「答」と読み切っているが、現時点では、「谷」のつもりで、「答」の異体字を書いていると理解し、釈読は「答」とし、「〔谷カ〕」の校訂註を付けることで詳細は後考を俟つこととしたい。

なお、方国花氏の教示によれば、「八」と「合」を上下に重ねた「谷」の字形がある⁸。これは部品に分解すれば「八」「八」「一」「口」であるので、2つめの「八」と3つめの「一」の上下が入れ替われば、「八」「一」「八」「口」を重ねる「答」の異体字の字形となる。そ

うとすれば、「八」「一」「八」「口」を重ねる「答」の異体字で「谷」を表記する可能性をより積極的に認めることができるようになり、地名として不自然な「答」と読み切る必要はなくなるであろう。

※117号木簡表面 買答〔谷カ〕 村古先斯珍于

184号木簡表面 買答〔谷カ〕 村物礼利

60号木簡表面 □□答〔谷カ〕 支村

116号木簡 仇利伐答〔谷カ〕 □□□〔珍次負カ〕

(15) 147号木簡 呵蓋癸□利稗

3文字め（147-1-1-3）の上部は「はつがしら」（ハ）ではなく「大」であることが明瞭で、「奈」と読める。「奈」下半の「示」の縦画が1画めの横画まで突き抜ける事例はあり、215号木簡で「奈」と読んでいる文字と同じ字形である（なお、今回の撮影対象ではないが、215号木簡の釈読のうち、「(工)(利)」としている部分は、147号木簡と比較するならば「呵」であることが明らかである（但し、いずれも「口」と「可」を上下に重ねる。従って215号木簡の釈文は「呵蓋奈」となり、147号木簡の最初の3文字と同文となる）。

4文字め（147-1-1-4）の字形は「吏」が最も近いが、「吏」は城山山城出土木簡には類例がない（陵山里出土木簡に1例あり。[陵] 25-3-1-10）。「使」の「にんべん」（イ）を略したものとみるか、「夷」の変形とみるなど、いくつかの可能性があり、一義には決めがたい。

なお、「橋本繁氏釈文」も3文字めを「奈」、4文字めを「□」とする。

※147号木簡 呵蓋奈利□稗

(16) 167号木簡 及伐城(癸)奴稗石

4文字め（167-1-1-4）は上部には一部重書されている部分がある。文字を一部書き誤ったものの、削らずに正しい筆画を重ね書きしているのである。「はつがしら」の文字であることは明らかだが、下部は字形は「足」の異体字に近い。「癸」よりはむしろ「登」に近いと思われる。「橋本繁氏釈文」も「登」とする。

※167号木簡 及伐城登奴稗石

以上で述べた釈読訂正案は、あくまで文字の字形によるものであり、必ずしも内容・文脈を加味したものではない。韓国史の常識に反するものもあるかも知れない。その点ご容赦願いたいが、鮮明な赤外線写真によって、さらに釈文の検討が可能になる点はご理解いただけたことと思う。また、類例の比較検討によって読めてくる部分が多くある点も明らかになったと思う。

4. 出土文字資料としての木簡の釈読—あとがきにかえて—

木簡は考古遺物であり、遺跡や出土状況を抜きにしてはその情報は意味をもたないと言っても過言ではない。文字情報は木簡のもつ情報の一部なのであり、木簡の解読は本来遺跡や出土状況の情報を充分に踏まえたうえでおこなわれるべきものである。考古資料としての属性があって初めて文字資料としての有効性も発揮され得る。出土文字資料の文字は、文字として独立しているのではなく、考古資料としての木製品（木簡も広い意味では木製品の一種である）なり土器なりに付随して存在しているわけであって、ものとしての観察も文字の釈読にとって不可欠の作業なのである。

さらに木簡の場合の特殊な事情として、資料そのものの脆弱性という要因がある。日本や韓国で出土する木簡は、水分に守られつつ紫外線と酸素から遮断された状態で腐蝕の進行が遅くなった結果、辛うじて形態をとどめている脆弱な遺物である。これを日常的に一般公開することは不可能であり、調査者は資料としての公開とともに、これを後世に保存し伝えていくという重い責務を負う。また、出土文字資料には墨痕が薄かったり文字の一部を欠いていたりするなど、基本的に不完全な状態の資料であるというもう一つの要因がある。そのため文字を含めた情報を引き出すには、充分な観察が必要となるのである。

こうした資料としてのさまざまな特性から、木簡の釈読については、ものそのものを観察できる立場にある調査者が最終的な責任を負わざるを得ないことになる。それは逆に調査機関に課せられた責務でもある。一般的に日常的には触れ得ない資料であるからこそ、引き出し得る最大限の情報を引き出したうえで、これを正しく余すところなく一般に公開する重い責務を負うのである。したがって、釈読そのものも、それに至る経緯はともあれ、調査機関が主体となっておこなわざるを得ないだろう。釈読は、文字が出土文字資料のもつ情報の一部である以上、こう読まれるべきであるという利用者の予断によってなされるべきものではない。釈読は資料としての属性決定手続きの中でおこなわれるべき作業なのであり、あくまで調査機関が責任を負うべきものと私たちは考える所以である。

もちろん、調査機関における釈読の根拠はオープンにされるべきものであり、客観的な証拠としての写真提示が不可欠である。しかし、特に墨痕が劣化していく不完全な場合には、客観的な証拠たりうる写真を提示できない場合もある。調査者の観察結果を余すところなく写真に表現するのが技術的に不可能な場合もあるからである。写真に見えているものだけが遺物の情報であるわけではない。そうした情報は初めから提示しないというのも一つの見識ではあるだろう。それならば話はまことに簡単である。しかし、仮に写真に写らなくとも観察できた情報を抹消してしまうわけにはいかない。それは観察者の良心といつてもよい。それをどの程度の確度で伝えるか、調査者はさまざまな情報を加味したうえで苦

渋の判断をおこない、釈文として公表するのである。それが調査機関の責任であり、その判断を信頼してもらえるよう日々努めるのもまた調査機関の責務であると思う。

釈文は調査機関が責任をもつべきであると考えるのは、こうした理由による。したがって、写真が公表される以上、調査機関の公表している釈文を最大限尊重したうえで、それでもなおその釈読に疑義を呈するのは自由であるし、大いに議論はあってよいものと思う。こう読めるならば、このような歴史が描けるという仮説の提示までが斥けられるわけではないけれども、そこには一定の節度が求められるべきであると思う。調査機関が総合的な検討を経て公表した釈文を頭から否定するような論説は厳に慎むべきものと思う。またオンライン化されていない釈文が一人歩きすることは戒められるべきであり、議論を踏まえた最終的な判断は、調査機関に委ねられるべきものなのである。

こうした基本的な理念に照らすとき、本稿はそれを大きく逸脱しているとの誹りを免れないかも知れない。本来私たちが口を挟むべきものではないことは充分に承知している。しかしながら、韓国の木簡の釈読は必ずしも一義的に定まっておらず、多くの研究者の意見を併記する形でなされてきた実態がある。特に城山山城出土木簡の場合、6世紀に遡るかも知れないという古い時期のしかも特異な字形を多用していることから、釈読が定まってくるまでにかなりの時間を要することになった。しかし、出土点数が徐々に増えて類例が増加し、『韓国木簡字典』のようなすぐれた字典も刊行されるようになった今、韓国木簡の研究は恐らくそうした百家争鳴の時代から、機関が責任をもって公表する時代への移行期に到達しているのではないかと思う。本稿を草すことができたのも、鮮明な写真を撮影させていただくことができたからこそである。共同研究の一環として率直な意見を述べさせていただくことで、それへの貢献ができればと考えて、敢えてケーススタディとして記させていただいた。意のあるところをお酌み取りいただければ幸いである。

末尾ながら、貴重な資料の撮影をご許可いただいた、大韓民国国立文化財研究所当局に対し、重ねて深甚の謝意を表する。

註

- 1 文化財庁・国立伽耶文化財研究所『韓国 木簡字典』2011年。
- 2 奈良文化財研究所『日本古代木簡字典』2009年。さらにこれを増補改訂し『改訂新版 日本古代木簡字典』2014年として刊行。いずれも八木書店から市販。
- 3 国立昌原文化財研究所『韓國의 古代木簡』2004年など。
- 4 早稲田大学朝鮮文化研究所・大韓民国国立伽耶文化財研究所編『日韓共同研究資料集 咸安城山山城木簡』アジア研究機構叢書 人文学篇、雄山閣、2009年。
- 5 橋本繁「咸安・城山山城木簡釈文」『韓国古代木簡の研究』吉川弘文館、2014年。
- 6 橋本繁「城山山城木簡と六世紀新羅の地方支配」『韓国古代木簡の研究』吉川弘文館、2014年。

- 7 李京燮『新羅木簡의 世界』景仁文化社、2013年。
- 8 「東魏居士廉富義道俗造天宮壇廟記」、「唐驍騎尉皇甫璧墓誌」など。いずれも、「京都大学人文科学研究所所蔵石刻拓本資料」(<http://kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/db-machine/imgsrv/takuhon/>) による。

図版出典

図版1～4 城山山城出土木簡 いずれも栗山雅夫撮影。

성산산성 출토 목간 관견

渡辺 晃宏 (와타나베 아키히로)

요지 일본에 있어서 목간 사용의 직접적인 원유가 한반도에서의 목간 사용에 있음을, 지금에는 일본의 목간 연구자의 공통인식이라고 할 수 있다. 나라문화재연구소와 대한민국 국립문화재연구소와의 공동연구 소재의 하나로 목간을 제안한 일본측의 생각은 이 점에 있다. 하지만 문자자료로서의 목간의 교류만으로는, 발굴조사기관 간의 교류로서 그다지 의미가 있는 일이 된다고는 생각되지 않는다. 이에 우리가 생각해 낸 것은 목간을 실제로 발굴하고, 정리·조사하여, 보존·공개까지 실시하고 있는 같은 조사기관으로서 그 노하우를 교류하고, 연구기반을 공유할 수 없을까라는 것이었다.

유물·유적 그 자체를 대상으로 한 발굴조사기관이 아니면 불가능한 연구교류를 계도에 올려놓는 것에는 여전히 넘지 않으면 안 될 허들이 남아 있지만, 이번에 각별한 배려를 주셔서 성산산성 출토목간의 일부에 대해 나라문화재연구소에서 일상적으로 사용하고 있는 기재를 가지고 촬영하는 것이 가능했다. 그 성파인 적외선 사진에 의해 깨달은 것을 기록하는 것이 앞으로 목관에 관한 한일공동연구의 초석이 된다면 좋겠다고 생각하여 해독의 검토결과를 제시한 것이 본고의 주제이다.

출토 문자자료인 목간의 성격에서부터 해독은 발굴조사기관이 책임을 가져야만 한다는 것이 우리의 이념이다. 어태까지 한국의 목간 해독은 반드시 一義的으로 정해져 있지만은 않았으나, 출토 접수가 서서히 증가하면서 비슷한 예가 증가하였고, 『한국 목간자전』과 같은 잘 만들어진 자전도 간행되게 된 지금, 한국 목간의 연구는 아마도 그러한 百家爭鳴의 시대에서 기관이 책임을 갖고 공표하는 시대로의 이행기에 도달한 한 것은 아닌가 생각한다. 본고가 그것을 위한 하나의 도움이 되었으면 하고 생각한다.

주제어 : 목간, 출토 문자자료, 성산산성, 적외선 사진

A Modest Opinion on the Wooden Documents Recovered from the Sungasansansung Fortress

Watanabe Akihiro

Abstract: That the direct source of the use of wooden documents in Japan is in their use on the Korean peninsula can readily be called the common recognition nowadays among Japanese wooden document researchers. This is the reason for the Japanese proposal of wooden documents as one of the materials for cooperative research between the Nara National Research Institute for Cultural Properties and South Korea's National Research Institute of Cultural Heritage. However, an exchange of data alone regarding wooden documents may not be considered very meaningful as an exchange relationship between institutions conducting excavation. What we propose in this regard is whether we can exchange our expertise as research institutions that excavate, process, examine, preserve, and make public the data about wooden documents, and thereby share a basis for research.

While there are still hurdles to overcome in order to achieve a program of research exchange as institutions engaged in the excavation and investigation of artifacts and sites, on this occasion we have received special consideration allowing us to take the equipment normally utilized by the Nara National Research Institute for Cultural Properties and photograph a portion of the Sungasansansung fortress wooden documents. As a result, from the recording of data detected in infrared images, the purpose of this contribution is to present the results of our attempt at deciphering these materials, in hopes of providing a basis for future cooperative Japanese–Korean research.

From the nature of wooden documents as unearthed documentary materials, it is our ideal that the deciphering of these materials is the responsibility of the agency which conducts the excavation. While this has not been unambiguously the case for the deciphering of Korean wooden documents to date, as the numbers of recovered items has steadily grown and analogous cases have increased, and with an excellent glossary now published in the form of the *Hanguk mokgan jajeon* [Korean wooden tablet dictionary] (Gaya National Research Institute of Cultural Heritage, 2011), Korean wooden document research is probably reaching a period of transition from a time when every scholar would express his own opinion to a stage when institutions take responsibility for publicly disseminating information. It is hoped that the current contribution can be of assistance in this regard.

Keywords: wooden documents, unearthed documentary materials, Sungasansansung fortress, infrared photography